

事 務 連 絡  
令和6年2月28日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

令和6年度保険料率及び保健事業について

謹啓 向春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はひとかたならぬご厚情を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、先般開催されました第150回組合会におきまして、令和6年度事業計画および予算が承認されましたので、主な事業につきまして別紙のとおりお知らせいたします。

なお、組合ホームページにも同様に各事業について掲載しておりますので、併せてご活用いただけると幸いです。

謹白

〔組合ホームページ〕 <http://www.sekkei-kenpo.org>



◎お問い合わせ等につきましては、各事業に記載されている【お問い合わせ先】へお願いいたします。

## 令和6年度の事業概要

## 1. 保険料・給付関係

|       |                                     |           |
|-------|-------------------------------------|-----------|
| No. 1 | 令和6年度健康保険料率について（据え置き）               | 適用・徴収グループ |
| No. 2 | マイナ保険証のご利用について                      | 適用・徴収グループ |
| No. 3 | 社会保険の適用範囲の拡大について                    | 適用・徴収グループ |
| No. 4 | 公金受取口座登録制度を利用した保険給付等の支給にかかる取り扱いについて | 給付グループ    |

## 2. 健診事業

|       |                                  |          |
|-------|----------------------------------|----------|
| No. 5 | 設計 InfoBiz による健診 Web 一括予約の開始について | 事務グループ   |
| No. 6 | 設計 Info による健診結果の Web 参照について      | 事務グループ   |
| No. 7 | 令和6年4月からの健保会館（けんぽプラザ）での健診について    | 健康管理グループ |

## 3. 健康づくり事業

|        |                                        |          |
|--------|----------------------------------------|----------|
| No. 8  | 令和6年度 潮干狩り大会の実施について                    | 保健事業グループ |
| No. 9  | 第56回 軟式野球大会の実施について                     | 保健事業グループ |
| No. 10 | 令和6年度 いちご狩り（北海道地区）の実施について              | 保健事業グループ |
| No. 11 | 令和6年度東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券の配布について | 保健事業グループ |
| No. 12 | 令和6年度 新規事業 ユニバーサル・スタジオ・ジャパン利用補助金制度について | 保健事業グループ |
| No. 13 | 令和6年度新規事業 提携スポーツクラブの追加について             | 保健事業グループ |
| No. 14 | 施設利用補助金における補助範囲の拡充及び補助額の見直しについて        | 保健事業グループ |
| No. 15 | けんぽプラザ リフレッシュフロア各種教室の実施について            | 保健事業グループ |
| No. 16 | 傷害保険（レクリエーション補償プラン）について                | 保健事業グループ |
| No. 17 | メンタルヘルスカウンセリングのサービス内容拡充について            | 健康管理グループ |

## 4. その他

メンタルヘルスカウンセリングのチラシ

※社内周知等でご活用ください

諸手続きにおけるペーパーレス化及び組合ホームページを活用した周知・広報等の観点から、各事業のご案内（郵送等による通知）を必要に応じ順次、簡略化することを検討しております。各詳細につきましては表紙の URL を参考に組合ホームページをご覧ください。皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

No. 1

## 令和 6 年度健康保険料率について（据え置き）

令和 6 年度の一般および介護保険料率は負担割合も含め変更はなく、**現行の保険料率（一般 9.00%/介護 1.95%）**が据え置かれることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、この保険料率は財政再検証を行い、今後の保険料率について検討をすることとしております。現在の保険料率を長く維持するため、経費の節約や事務の効率化に努めるとともに、医療費を増加させない取り組みとして、事業所の皆様と連携(コラボヘルス)した疾病予防、健康維持・増進の各事業を効果的に推進して参りますので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

No. 2

## マイナ保険証のご利用について

令和 5 年 12 月 27 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、**令和 6 年 12 月 2 日**から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証につきましては、登録情報との紐付けをめぐり、ご心配・ご迷惑をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後、新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証には、以下の 3 つのメリットがございます。12 月の円滑な施行に向けて、ぜひ被保険者並びにそのご家族の皆様にもご利用をお勧めいただけますようお願い申し上げます。

### 【 マイナ保険証利用のメリット 】

- ① マイナ保険証を利用することで毎回医療費を 20 円節約でき、自己負担を軽減することができます。
- ② 本人の薬剤や診療データに基づくよりよい医療を受けることができます。
- ③ 医療費が高額となった場合に窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

### （注意事項）

現行保険証の経過措置としては以下の取扱いが実施されます。

- ・令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。
- ・令和 6 年 12 月 1 日の時点でお手元にある有効な保険証は、12 月 2 日以降、最長 1 年間（令和 7 年 12 月 1 日まで）使用可能です。

## 社会保険の適用範囲の拡大について

令和 6 年 10 月 1 日から健康保険法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、社会保険の適用範囲の見直しが行われますのでお知らせいたします。

新たな社会保険加入要件及び必要となる届出は次のとおりです。

(1) 新たな短時間労働者の社会保険加入要件

- ①週の所定労働時間が 20 時間以上
- ②雇用期間が 2 か月以上見込まれる
- ③報酬の月額が 88,000 円以上
- ④学生でない
- ⑤**51 人以上**の事業所(特定適用事業所)に勤務している ⇐ **【改正前】101 人 以上**

(2) 適用拡大の実施に伴う健康保険組合への届書提出について

- ・新たに 51 人以上の事業所(特定適用事業所)に該当した場合

⇒「特定事業所該当届」を提出してください。

※日本年金機構より送付される「特定適用事業所該当事前のお知らせ」又は「特定事業所該当通知書」の写しを添付。

- ・新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合

⇒「被保険者資格取得届」を提出してください。

【 お問い合わせ先 】

業務部 適用・徴収グループ

電話 03-3404-7344

## 公金受取口座登録制度を利用した保険給付等の支給にかかる取り扱いについて

### 1. 概要

公金受取口座登録制度とは、マイナンバーカードとご自身の預貯金口座を給付の受け取りのための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

被保険者がこの制度を利用する意思表示をすることで、健康保険の各種保険給付の受取を、登録した公金口座で直接受取することが可能となります。

### 2. 対象となる給付等

- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
- ・傷病手当金（付加金）の支給
- ・埋葬料（付加金）の支給
- ・出産育児一時金（付加金）の支給
- ・出産手当金（付加金）の支給
- ・家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
- ・家族埋葬料（付加金）の支給
- ・家族出産育児一時金（付加金）の支給
- ・健康保険組合が規約に定める付加給付
- ・任意継続被保険者の保険料の還付
- ・高額療養費及び高額介護合算療養費の支給※

※当組合の高額療養費の支給は自動払制度となります。そのため、被保険者からご申請をいただくことなく事業所健保口座へのお振込みとなります。

### 3. 開始期日

令和6年4月1日以降に当組合にご提出された申請書類から

### 4. 申請方法

公金受取口座をご利用される方は、申請書類等に意思表示をしていただきます。

※公金受取口座のご利用は任意です。ご利用しない場合は、従来どおり事業所委任（会社経由）で給付いたします。

### 5. 注意事項

- ・公金受取口座は、いつでも変更・登録抹消ができますが、登録した情報等の反映に数日程度を要することがあります。そのため、保険給付の申請後に口座情報を変更した場合は変更前の口座に振り込まれる場合があります。
- ・情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や振込不能となった場合は、組合から被保険者等へ口座確認のご連絡をさせていただくことがあります。

【 お問い合わせ先 】

業務部 給付グループ

電話 03-3 404-7344

**【 設計 InfoBiz による健診 Web 一括予約の開始について 】**

現在の当組合健康管理センターの健康診断の予約につきましては、電話予約のみでの受付となっておりましたが、令和6年度より新たに事業所ご担当者様が社員の方々の健診予約を Web でまとめてご予約できるようになります。

また、電話予約開始日よりも事前にご予約がお取りできます。  
この機会に設計 InfoBiz にご登録いただき、ぜひ Web 予約をご活用ください。（電話予約も従来どおり実施）

**● 予約の開始日について**

- ・ Web 予約開始日 ➡ 誕生月前々月の 20 日の午前 9 時
- ・ 電話予約開始日 ➡ 誕生月前月の 1 日の午前 9 時（従来どおり）  
(20 日、1 日が土日祝日の場合は、翌営業日)

**● 予約開始時期について****【 6 月誕生月の方より開始】**

- ・ Web 予約：令和6年4月22日（月）午前9時より（電話予約より先行）  
(設計 Info からの個人 Web 予約も同様の開始となります)
- ・ 電話予約：令和6年5月2日（木）午前9時より

**【 7 月誕生月健診予約開始日】**

- ・ Web 予約 ➡ 令和6年5月20日（月）午前9時より
  - ・ 電話予約 ➡ 令和6年6月 3 日（月）午前9時より
- ※再予約の開始日につきましては、Web・電話とも毎月 10 日の午前 9 時からとなります。（10 日が土日・祝日の場合は翌営業日）

**【 8 月誕生月健診予約開始日】**

- ・ Web 予約 ➡ 令和6年6月20日（木）午前9時より
  - ・ 電話予約 ➡ 令和6年7月 1 日（月）午前9時より
- ※再予約の開始日につきましては、Web・電話とも毎月 10 日の午前 9 時からとなります。（10 日が土日・祝日の場合は翌営業日）

## ● 予約方法について

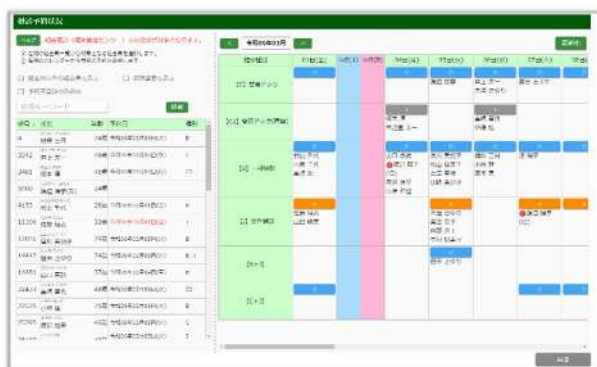
1. 当組合のホームページ画面右上の設計 InfoBiz のアイコンをクリックし、ログイン画面へ移動していただき、ID とパスワードを入力してログインしてください。



2. 画面の「健診予約状況」をクリックしてください。



3. クリックすると健診予約画面が表示されますので、健診のご予約をお取りください。



その他詳細や操作方法につきましては、後日、設計 InfoBiz に掲載予定の操作マニュアルや組合ホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

※Web 予約からのキャンセル・変更につきましては、Web 上からの手続きをお願いいたします（お電話での手続きは出来ませんので、予めご了承ください）。

初めて設計 InfoBiz にログインをされる場合は、組合から送付される ID とパスワードが必要となります。ご登録がお済でない事業所様には、当通知と同日付で、別送にて初期ログイン情報の用紙をお送りしております。そちらの情報を元にご登録をお願いいたします。

## 【 設計 Info による健診結果の Web 参照について 】

現在の健康診断の結果につきましては、紙ベースでのお知らせのみでしたが、設計 Info より令和 6 年 4 月受診分から個人の健診結果が参照できるようになります。

※結果参照につきましては、当組合健康管理センターで受診された分のみ参照が可能となります。

※事前に個人での設計 Info の登録が必要です。

● 参照開始時期について

令和 6 年 4 月 22 日（月）午前 9 時より参照が可能となります。

● 参照方法について

- ・当組合のホームページの設計 Info よりログイン画面へ移動してください。



1. ID とパスワードを入力してログインしてください。
2. ログイン後【健診結果照会】をクリックしてください。
3. ワンタイムパスワードの発行が必要となりますので、【同意の上ワンタイムパスワードを発行】をクリックしてください。
4. 登録したメールアドレスにパスワードが送信されますので、パスワード入力後、【認証ボタン】をクリックしてください。
5. 健診結果レポート参照画面が開きますので、照会したい結果をお選びください。

その他詳細や操作方法につきましては、後日、設計 Info に掲載予定の操作マニュアルや組合ホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

【 お問い合わせ先 】

健康管理センター 事務グループ  
電話 03-3404-6811

【 設計 Info・InfoBiz のご登録に関するお問い合わせ先 】

総務部 企画グループ  
電話 03-3404-9545

## 【 令和 6 年 4 月からの健保会館（けんぽプラザ）での健診について 】

けんぽプラザで健診を受けられる方の健康度向上のため、以下のとおりオプション検査の追加と内視鏡対象年齢の拡大をさせていただくこととなりました。

### 1. オプション検査の追加

#### ① 甲状腺ホルモン検査 (FT 3・FT 4・TSH)

料金 4,000 円(税込)

甲状腺で作られる甲状腺ホルモン量を採血で調べる検査です。

甲状腺は喉仏の下にあり、体の調子を整えるホルモンを作る器官のため、バランスが乱れるとさまざまな症状が出やすくなります。

甲状腺ホルモンが過剰に生産されるバセドウ病や反対に生産が低下する橋本病などの甲状腺疾患は、女性に多いことが知られております。

#### ② H b A 1 c 検査 (40 歳未満) ※40 歳以上の方は、基本検査項目

料金 500 円(税込)

ヘモグロビンにブドウ糖が結合した割合を示すもので、糖尿病を判定するうえで重要な指標となります。採血で調べる検査です。

40 歳以上の方は、基本検査項目に含まれておりますが、40 歳未満の方には含まれておりません。当オプション検査は B 区分（40 歳未満）受診者が対象となります。

### 2. 当センターにおける胃部内視鏡検査の対象年齢の拡大

当センターの胃部内視鏡検査につきましては、下記表のとおり 68 歳までの偶数年齢の方を対象として実施しておりますが、令和 6 年 4 月より、**70 歳まで**対象年齢を拡大いたしました。

| 項 目     | 対 象 年 齢                  |                                       |
|---------|--------------------------|---------------------------------------|
|         | 令和 6 年 3 月 31 日まで        | 令和 6 年 4 月 1 日から                      |
| 胃部内視鏡検査 | 50 歳・52 歳・54 歳・56 歳・58 歳 | 50 歳・52 歳・54 歳・56 歳・58 歳              |
|         | 60 歳・62 歳・64 歳・66 歳・68 歳 | 60 歳・62 歳・64 歳・66 歳・68 歳・ <b>70 歳</b> |

※予約方法、健診区分に変更はありません。

※東振協契約機関及び委託契約機関のオプションに係る追加、変更等はございません。これまでと同様の取扱いとなります。

※対象年齢は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに到来する年齢を基準とします。

## 令和6年度 潮干狩り大会の実施について

組合員の健康増進と心身のリフレッシュを目的として「令和6年度 潮干狩り大会」を以下のとおり実施いたします。

関西地区会場は、昨年と会場を変更して開催します。

1. 実施期間 令和6年4月27日（土）～令和6年6月23日（日）  
※昨年と同様、期間開催で実施します。天候や潮干狩り場の営業日、潮見表をご確認のうえ、ご都合の良い日を選んでご参加ください。
2. 実施方法 「参加専用チケット」を会場の受付までご持参ください。受付にて熊手等を受け取り、潮干狩りをお楽しみください。  
※自由集合、自由解散  
※「参加専用チケット」 … 参加決定者に事前に送付するチケット
3. 会 場 【 関東地区 】 「牛込海岸潮干狩り場」 千葉県木更津市牛込 1434-2  
【 関西地区 】 「的形潮干狩場」 兵庫県姫路市の形町的形 1919
4. 参加資格 当組合の被保険者と被扶養者および被保険者の一親等内の家族  
※被扶養者ではない家族のみの申込みは不可  
※一親等内の家族 … 配偶者、子、（義）母、（義）父
5. 定 員 【 関東地区 】 1,000名（定員に達した場合は抽選といたします）  
【 関西地区 】 500名（定員に達した場合は抽選といたします）
6. 申込期限 令和6年4月1日（月） 必着
7. 申込方法 ①専用フォームからお申込み  
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「潮干狩り大会」案内ページの専用フォームからお申込みください。  
②申込書を郵送  
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに保健事業グループ宛にご郵送ください。

【 お問い合わせ先 】  
保健事業部 保健事業グループ  
電話 03-3404-9545

## 第56回 軟式野球大会の実施について

組合員の健康増進と事業所間の交流を図ることを目的として「第56回 軟式野球大会」を以下のとおり実施いたします。

1. 日 程 令和6年5月18日（土）、19日（日）、25日（土）  
〃 6月22日（土）、29日（土）  
※7月の日程につきましては、決定次第（4月中旬頃）お知らせします。
2. 会 場 「明治神宮外苑総合球技場」東京都新宿区霞ヶ丘町2-3  
※雨天による順延等で日程および会場を変更することがございます。  
ご了承ください。
3. 試合形式 2部制のトーナメント方式
4. 入れ替え 令和6年度昇格チーム（2部 → 1部） ※令和5年度の結果による  
・ 梓設計野球部 ・ KYODO連合 ・ 伊藤喜三郎建築研究所  
※棄権により4位が確定しなかったため、3チーム昇格。  
令和6年度降格チーム（1部 → 2部） ※令和5年度の結果による  
・ 織本構造設計 ・ 横河建築設計事務所 ・ N J S（連合チーム）  
・ 大建設計
5. 参加資格 当組合の被保険者である方
6. 申込期限 令和6年4月5日（金） 必着
7. 申込方法 ①専用フォームからお申込み  
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「軟式野球大会」案内ページの専用フォームからお申込みください。  
②申込書を郵送  
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに保健事業グループ宛にご郵送ください。

### 【 お問い合わせ先 】

保健事業部 保健事業グループ  
電話 03-3404-9545

## 令和6年度 いちご狩り（北海道地区）の実施について

組合員の健康増進と心身のリフレッシュを目的として、昨年同様「北海道地区 いちご狩り」を以下のとおり実施いたします。

「北海道地区」の他に、「宮城」「関東」「愛知」「大阪」「福岡」地区でも、1月～3月の間で実施を予定しています。詳細は決まり次第、事業主宛通知および組合ホームページでお知らせいたします。

1. 実施期間 令和6年6月～令和6年7月のうち、1か月程度  
※参加決定者の方には期間が決定次第お知らせいたします。なお、いちごの生育状況や天候、来場者数等により期間が前後することがございます。  
※いちごの生育状況や天候、来場者数等により会場判断で他の果物（サクランボ）をご案内することがございます。
2. 実施方法 「参加専用チケット」を会場の受付までご持参ください。受付が済みましたらご自由にいちご狩りをお楽しみください。  
※自由集合、自由解散  
※「参加専用チケット」 … 参加決定者に事前に送付するチケット
3. 会 場 「八剣山果樹園」 北海道札幌市南区砥山 126 番地
4. 参加資格 当組合の被保険者と被扶養者および被保険者の一親等内の家族  
※被扶養者ではない家族のみの申込み不可  
※一親等内の家族 … 配偶者、子、(義)母、(義)父
5. 定 員 先着 150 名（定員に達した場合は抽選といたします）
6. 申込期限 令和6年5月17日（金） 必着
7. 申込方法 ①専用フォームからお申込み  
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「いちご狩り」案内ページの専用フォームからお申込みください。  
②申込書を郵送  
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに保健事業グループ宛にご郵送ください。

### 【 お問い合わせ先 】

保健事業部 保健事業グループ  
電話 03-3404-9545

## 令和6年度東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム 利用券の配布について

園内をウォーキングしながら心身のリフレッシュにご利用いただくため、東京ディズニーランド及びディズニーシーの入園料に対する補助利用券を配布いたします。

1. 補助対象期間 令和6年6月1日（土）～ 令和7年3月31日（月）利用分
2. 利用資格 当組合の被保険者及び被扶養者
3. 内 容 東京ディズニーランド及びディズニーシー入園料より一律 3,000 円の補助となる利用券の発行  
※ディズニーホテル等の宿泊費は補助対象外です。
4. 定 員 8,000 名（1 名につき 1 枚）  
※申込人数が定員を超えた場合は抽選といたします。
5. 申 込 期 限 令和6年4月19日（金） 必着
6. 申 込 方 法 ①専用フォームからお申込み  
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券」案内ページの専用フォームからお申込みください。  
②申込書を郵送  
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに保健事業グループ宛にご郵送ください。

### （注意事項）

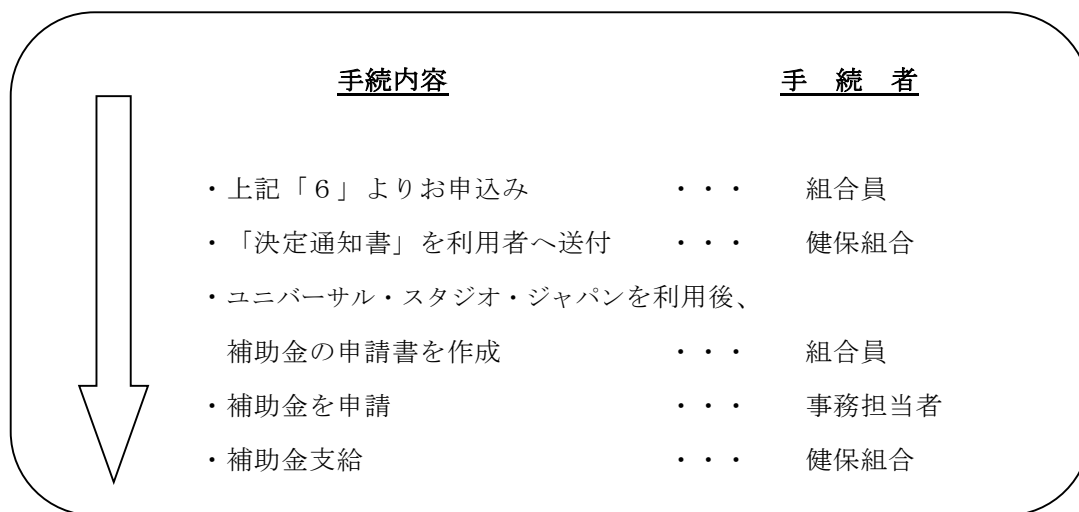
東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム入会規約により、**転売や譲渡は禁止**されています。利用券の転売や譲渡が判明した場合は、当該利用券は無効となります。また、事業自体中止となる場合がございますので、ご承知おきください。

【 お問い合わせ先 】  
保健事業部 保健事業グループ  
電話 03-3404-9545

## 令和6年度 新規事業 ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの利用補助金制度について

今年度からの新規事業として、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの利用に対する補助金制度を開始いたします。心身のリフレッシュにご利用ください。

1. 補助対象期間 令和6年6月1日（土）～ 令和7年3月31日（月）利用分
2. 利 用 資 格 当組合の被保険者及び被扶養者
3. 補 助 額 3,000 円 ※1名：年1回限り
4. 定 員 8,000 名  
※お申込みが定員を超えた場合は抽選となります。
5. 申 込 期 限 令和6年4月19日（金）必着
6. 申 込 方 法 ①専用フォームからお申込み  
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン利用補助金」案内ページの専用フォームからお申込みください。  
②申込書を郵送  
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに保健事業グループ宛にご郵送ください。
7. 補助金申請方法 ユニバーサル・スタジオ・ジャパンを利用後、決定通知書と申請書にチケットまたは領収書等を添付の上、事業所を通して申請をお願いいたします。
8. 補助金申請期限 令和7年4月30日（水）必着
9. 申 請 の 流 れ



### 【 お問い合わせ先 】

保健事業部 保健事業グループ  
電話 03-3404-9545

## 令和6年度新規事業 提携スポーツクラブの追加について

今年度から、現在法人契約している3施設に加えて、新たに4施設契約とすることとなりました。ぜひこの機会にご活用ください。

### 1. 新規契約のスポーツクラブ（4施設）

- ・セントラル スポーツ
- ・ホットヨガスタジオ LAVA
- ・スポーツクラブ メガロス
- ・JOY FITおよびFIT365フィットネスジム（系列店）

### 2. ご利用開始日

令和6年4月1日（月）より

なお、現在契約中のスポーツクラブ（3施設）は以下のとおりです。引き続きご活用ください。

- ・KONAMI スポーツクラブ
- ・スポーツクラブ NAS
- ・ルネサンス

※ご利用方法および登録方法等は各スポーツクラブで異なりますので、組合ホームページより各スポーツクラブの案内ページをご確認ください。（新規契約の4施設につきましては、準備が整い次第掲載いたします）

【 お問い合わせ先 】

保健事業部 保健事業グループ  
電話 03-3404-9545

## 施設利用補助金における補助範囲の拡充及び補助額の見直しについて

当組合では、心身の保養を目的とした国内の個人的な宿泊に対し、年度内４泊まで補助金を支給しています。令和６年度より補助範囲の拡充、補助額の見直し、添付書類を簡素化することにより、組合員の皆様がより利用しやすい制度に変更いたします。主な変更点は以下のとおりです。

なお、補助対象者（被保険者及び被扶養者）、補助回数（１人あたり１年度につき４泊）、申請期限等の変更はございません。

| 項 目     | 現 行<br>(令和６年３月３１日宿泊分まで)                                  | 変 更 後<br>(令和６年４月１日宿泊分より)                                                                                                                             |
|---------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象    | 宿泊単価（１泊２食および入湯税）<br><br>宿泊単価が明確でない場合（交通費等を含むパック旅行など）は対象外 | <b>当該旅行にかかる費用全般</b><br>交通費込のパック旅行、オプション付のセットプラン、ホテル内のレストラン代など、旅行にかかる費用全般が対象。<br><br>注）宿泊料金とは別に交通手段を手配した場合は、交通手段は補助対象にはなりません。交通費は宿泊とセットの場合のみ補助対象とします。 |
| 補助額算出方法 | １名ごとに宿泊単価を計算し、それぞれの金額の１/３を補助（上限４,０００円）                   | <b>旅行費総額を宿泊人数、宿泊日数で割った額を１人１泊あたりの利用料とし、その金額をもとに補助額を決定。</b><br><br>注）利用料金がかからない乳幼児は宿泊人数に含めません。                                                         |
| 補助額     | １人１泊あたり<br>宿泊単価の１/３額（上限４,０００円）<br>（大人・子供共通）              | １人１泊あたり<br>・大人（中学生以上） 上限５,０００円<br>・子供（小学生まで） 上限３,０００円<br><br>注）１人１泊あたりの利用料が上限を下回る場合のみ、実額を補助します。                                                      |

|           |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 添付書類      | <p>&lt; 必須書類 &gt;</p> <p>①領収書原本および明細書</p> <p>&lt; 場合により必要 &gt;</p> <p>②宿泊証明書</p> <p>③宿泊予約サイトの申込内容詳細</p> <p>④プランの詳細、<br/>パンフレットの写し等</p>          | <p>&lt; 必須書類 &gt;</p> <p>①領収書原本（明細不要）</p> <p>領収書の宛名は、被保険者または申請される被扶養者のものに限ります。</p> <p>②宿泊者全員（員外者含む）の氏名が記載された宿泊証明書（本人作成ではなく宿が作成したもの）※</p> <p>※&lt; 宿泊証明書について &gt;</p> <p>宿泊証明書の不正利用防止のため、<u>組合の書式は廃止し、宿泊施設が作成した宿泊証明書のみ有効</u>とします。</p> <p>「宿泊日・宿泊日数・宿泊者全員（員外者含む、無料の乳幼児はのぞく）の氏名・宿泊施設名（ゴム印可）」の記載があるものをご提出ください。</p> <p>&lt; 1 名申請の特例 &gt;</p> <p>申請者が 1 名様のみで、領収書原本に②宿泊証明書 の内容がすべて記載されている場合は、<u>①のみで申請可能</u>です。</p> |
| 補助<br>対象外 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通費を含むパック旅行、入場券付セットプランなど、1 人あたりの宿泊単価が明確でないもの</li> <li>・ 出張、社員旅行</li> <li>・ 移動するもの（寝台列車・客船等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民泊…</li> <li>・ <u>スタッフが常駐しておらず、宿泊の証明や、後日の確認が困難なため</u></li> <li>・ 出張、社員旅行</li> <li>・ 移動するもの（寝台列車・客船等）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |

【 お問い合わせ先 】

保健事業部 保健事業グループ

TEL 03-3404-9545

## けんぽプラザ リフレッシュフロアー各種教室の実施について

組合員の健康増進と心身のリフレッシュを目的として、けんぽプラザにて各種教室を開催いたします。

1. 日 程 令和6年4月～令和6年7月開催分
2. 会 場 けんぽプラザ 4階運動指導室（スタジオ） 5階運動浴槽（プール）  
東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-9
3. 対 象 者 当組合の組合員（18歳以上）および年金受給者  
※年金受給者とは、当組合の被保険者であった方で、資格を喪失している  
60歳以上の方とその配偶者です。また、ご利用の際には事前登録が必要  
となります。

### 4. 教室の内容

（ ）は定員

|                     | 月                  | 火              | 水                  | 木              | 金                            |
|---------------------|--------------------|----------------|--------------------|----------------|------------------------------|
| 11:00<br>～12:00     | —                  | ピラティス<br>(20名) | 機能改善体操<br>(20名)    | —              | スイミング※ <sup>1</sup><br>(20名) |
| 14:30<br>～15:30     | エンジョイエアロ<br>(20名)  | 社交ダンス<br>(20名) | アクアエクササイズ<br>(20名) | ヨガ<br>(20名)    | ボディメイク<br>エクササイズ<br>(20名)    |
| 19:00<br>～<br>20:00 | アクアエクササイズ<br>(20名) | パワーヨガ<br>(20名) | ピラティス<br>(20名)     | フラダンス<br>(20名) | 太極拳<br>(20名)                 |

○各教室の詳細につきましては、組合ホームページをご覧ください。

○各教室の定員は変更する場合があります。

※<sup>1</sup>「スイミング」は、2か月ごとに指導する泳法が変わります。

4月～5月教室は「クロール」・6月～7月教室は「背泳ぎ」です。

5. 参 加 料 各教室1回200円

6. 申 込 期 間

| 開催月    | 申込開始日                  |                          | 申込終了日<br>(共 通)         |
|--------|------------------------|--------------------------|------------------------|
|        | 組 合 員                  | 年金受給者                    |                        |
| 4 月 教室 | 令和 6 年   3 月   4 日 (月) | 令和 6 年   3 月   1 1 日 (月) | 令和 6 年   3 月 1 8 日 (月) |
| 5 月 教室 | 令和 6 年   4 月   2 日 (火) | 令和 6 年   4 月   9 日 (火)   | 令和 6 年   4 月 1 6 日 (火) |
| 6 月 教室 | 令和 6 年   5 月   2 日 (木) | 令和 6 年   5 月   9 日 (木)   | 令和 6 年   5 月 1 6 日 (木) |
| 7 月 教室 | 令和 6 年   6 月   3 日 (月) | 令和 6 年   6 月   1 0 日 (月) | 令和 6 年   6 月 1 7 日 (月) |

○参加者数が定員に満たない場合、お申込み終了後も若干名の参加を受け付けております。その場合、事前にお申込みが必要となりますので、お電話にて定員の空き状況をご確認ください。

☆参加をご希望される方は、各月の申込期間にお電話にてお申込みください。

- ・各申込受付は、平日の 9 時から 17 時までです。
- ・各教室のお申込みが定員を超えた場合は抽選により、参加者を決定させていただきます。
- ・抽選の結果は、お申込み者宛に封書にてお知らせします。

【 お問い合わせ先 】

保健事業部   保健事業グループ   運動指導室  
電話 03-3404-9551

## 傷害保険（レクリエーション補償プラン）について

### 1 この保険では

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加中の傷害事故を補償しております。

※「参加中」とは… 参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。

- ② 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加される組合員全員が補償の対象となります。

※歩け歩け大会・軟式野球大会・健康マラソン大会・料理教室・陶芸教室  
リフレッシュフロアー（けんぽプラザ）各種教室など。

※オンライン開催は対象外となります。

- ③ 加入における個人の費用負担はございません。

### 2 こんなときに

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合に保険金が支払われます。

※「急 激」とは… 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

※「偶 然」とは… 原因の発生が偶然である、結果の発生が偶然である原因・結果とも偶然である、のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

※「外 来」とは… ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

※靴ずれ、車酔い、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

### 3 保険金

| 死亡保険金<br>後遺障害保険金 | 入院1日あたり | 通院1日あたり |
|------------------|---------|---------|
| 5,000 千円         | 5,000 円 | 2,500 円 |

※保険会社の審査によっては保険金をお支払いできない場合がございます。

## メンタルヘルスカウンセリングのサービス内容拡充について

人間関係やストレス等により心の悩みを抱えている方の早期回復と治療の促進を目的に、臨床心理士、公認心理士等の心理専門職を通じて、電話、Web、対面等で、被保険者及び被扶養者にカウンセリングを実施しております。

プライベートに関わることや仕事のストレス、人間関係の悩みに加え、**事業所の人事・労務担当者の方や管理職の悩み等**、ラインケアに関しても相談できるようになりましたのでお気軽にご利用ください。

| 項 目  | 現行(令和6年3月まで)                       | 変更後(令和6年4月から)                                            |
|------|------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 電話番号 | 0120 - 921 - 194                   | 0120 - 090 - 048                                         |
| 相談受付 | 電話／月～土曜・10時～22時<br>(日曜・祝日・年末年始は休み) | 電話／年中無休・9時～22時<br>Web／24時間年中無休受付<br>(Webの返信は数日要す場合があります) |

※詳細等は、準備が整いましたら組合ホームページに掲載します。

※別紙リーフレットを同封しておりますのでご参照ください。

### 【 お問い合わせ先 】

健康管理センター 健康管理グループ  
電話 03-3404-6811